

公職選挙法違反事件の統計報告について

平成6年10月27日刑三第345号地方裁判所
長あて刑事局長通達

改正 平成18年10月31日刑三第000534号

標記の統計報告について下記のとおり定めましたから、これによってください。なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 調査の事項

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）に違反する罪に係る通常第一審事件及び略式命令請求事件について別紙様式第1及び別紙様式第2の調査表に記載の事項とする。

2 調査の期間

毎年次の4期に分けて調査する。

第1期 1月から3月まで

第2期 4月から6月まで

第3期 7月から9月まで

第4期 10月から12月まで

3 報告の方法及び期限

(1) 別紙の記入要領により、地方裁判所の本庁及び支部の調査結果を合計したもの並びに管内の簡易裁判所の調査結果を合計したものの別に、別紙様式第1及び別紙様式第2の調査表を作成し、これを各調査期間の最終月の翌月末日までに送付する（送付書不要）。

(2) 該当する事件がない場合には、報告を要しない。

付記

1 この通達は、平成7年1月1日から実施する。

2 平成2年3月15日付け最高裁判三第56号刑事局長通達「公職選挙法違反事件の統計報告について」は、平成6年12月31日限り、廃止する。

3 平成6年第4期分の報告については、なお従前の例による。

付記

1 この通達は、平成18年11月1日から実施する。

2 平成18年第4期分の報告は、この通達実施前の期間についても、改正後の別表に基づいて行うものとする。

(別紙)

記入要領

第1 受理・既済・未済人員等調査表（第1表）

1 この調査表は、公職選挙法違反の通常第一審事件及び略式命令請求事件について記入する。

略式命令に対し正式裁判の請求があったものは、略式命令請求事件の既済人員として記入するとともに、通常第一審事件の新受人員としても記入する。

2 「旧受人員」

前期分の未済人員を記入する。

3 「新受人員」

(1) 公職選挙法違反事件（公訴事実中に公職選挙法違反の事実のほか、その他の法令違反の事実が含まれている場合を含む。以下同じ。）として受理した人員を記入する。

(2) 同一被告人に対して追起訴等があった場合には、追起訴等ごとに1人として記入する。

4 「既済人員」

(1) 「総数」には、公職選挙法違反事件として受理され、既済となった人員を記入する。

なお、同一被告人に対する追起訴事件等が併合して審理された場合には、事件が終局した時に、併合した事件及び併合された事件の人員を記入する。

(2) 「有罪（実）人員」には、公職選挙法違反の事実について有罪の言渡しを受けた被告人の実人員（法定刑又は犯情のより重い他の罪と併合して有罪判決のあった人員を含む。）を記入する。

ア 「（うち）法252条3項該当人員」には、有罪人員のうち、法第252条第3項に該当する実人員を記入する。

イ 「（うち）法252条4項による」の「公民権停止規定不適用」には、法第252条第1項に該当する有罪人員のうち、同条第4項による公民権停止規定の不適用が宣告された実人員を記入する。

ウ 「（うち）法252条4項による」の「公民権停止期間短縮」には、法第252条第1項から第3項までに該当する有罪人員のうち、同条第4項による公民権停止期間の短縮が宣告された実人員を記入し、（ ）内には、そのうち、同条第3項に該当する人員を内数として記入する。

5 「備考」

(1) 「既済人員」のうち、有罪以外で終局した人員について、その終局区分及びそれぞれの人員（延べ人員）を記入する。

(2) 「有罪（実）人員」のうち、外国人について、その国籍及びそれぞれの人員（実人員）を記入する。

(3) 「（うち）法252条4項による」の「公民権停止期間短縮」の（ ）内に記入した人員について、短縮して言い渡された公民権停止期間及びそれぞれの人員（実人員）を記入する。

第2 違反態様別・選挙に対する関係別公民権の停止関係調査表

（第2表）

1 この調査表は、第1表の「既済人員」のうちの「有罪（実）人員」について記入する。

2 「符号」及び「違反態様（罰条）」

別表の公職選挙法違反符号表により、その符号順に符号及び違反態様を記入し、（ ）内に罰条を記入する。

なお、同一被告人に対する違反事実の態様が複数ある場合には法定刑の重い態様を、法定刑が同じ場合には別表の符号の先順位の違反態様を記入する。

3 「選挙に対する関係」

次の区分に従い、該当する記号を○の中に記入する。

ア 当選人

イ ア以外の候補者

ウ 総括主宰者

エ 出納責任者（公職の候補者又は出納責任者と意思を通じて当該公職の候補者のための選挙運動に関する支出の金額のうち法第196条（選挙運動に関する支出金額の制限額の告示）の規定により告示された金額の2分の1以上に相当する金額を支出した者を含む。）

オ 地域主宰者（3以内に分けられた選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の地域のうち1又は2の地域における選挙運動を主宰すべき者として公職の候補者又は総括主宰者から定められ、当該地域における選挙運動を主宰した者をいう。）

カ 選挙運動者

キ 選挙人その他

なお、複数の区分に該当する者については、公職選挙法違反で処断された場合にはその処断された違反態様についての区分を、その他の罪名で処断された場合には区分の先順位のもののみを記入する。

4 「法252条関係」

(1) 「公民権停止（停止期間）」

ア 法第252条により、公民権を停止された有罪人員をその停止期間の区分に従って記入する。ただし、禁錮以上の刑に処せられた者の当該期間には、刑の執行を終わるまでの期間又は刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの期間は、算入しない。

なお、執行猶予の言渡しとともに同条第4項による停止期間の短縮を宣告された者については、短縮して言い渡された停止期間を記入する。

イ 「五年を超える」の（ ）内には、法第252条第3項により停止期間を10年とされた有罪人員を内数として記入する。

ウ 罰金刑に処せられた者のうち執行猶予が言い渡された者については、内数として括弧書きをする。

(2) 「公民権不停止」

法第252条第1項に該当する有罪人員のうち、同条第4項により公民権停止規定の不適用を宣告された人員のほか、同条第1項及び第2項の規定により公民権停止規定が適用されない罰条違反の人員をも記入する。

(別表)

公職選挙法違反符号表

符号	違反態様	罰条
1	買収及び利害誘導罪	221条
2	多数人買収及び多数人利害誘導罪	222条
3	公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪	223条
4	新聞紙、雑誌の不法利用罪	223条の2
5	おとり罪	224条の2
6	候補者の選定に関する罪	224条の3
7	選挙の自由妨害罪	225条
8	職権濫用による選挙の自由妨害罪	226条
9	投票の秘密侵害罪	227条
10	投票干渉罪	228条
11	選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等	229条
12	多衆の選挙妨害罪	230条
13	凶器携帯罪	231条
14	投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪	232条
15	選挙犯罪の煽動罪	234条
16	虚偽事項の公表罪	235条
17	新聞紙、雑誌が選挙の公正を害する罪	235条の2
18	政見放送又は選挙公報の不法利用罪	235条の3
19	選挙放送等の制限違反	235条の4
20	氏名等の虚偽表示罪	235条の5

21	あいさつを目的とする有料広告の制限違反	235条の6
22	詐偽登録, 虚偽宣言罪等	236条
23	選挙人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反	236条の2第1項
24	選挙人名簿の抄本等の閲覧に係る報告義務違反	236条の2第2項
25	詐偽投票及び投票偽造, 増減罪	237条
26	代理投票における記載義務違反	237条の2
27	立会人の義務を怠る罪	238条
28	立候補に関する虚偽宣誓罪	238条の2
29	事前運動禁止違反	239条1項1号1段
30	教育者の地位利用禁止違反	239条1項1号2段
31	未成年者の選挙運動の禁止違反	239条1項1号3段
32	選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動禁止違反	239条1項1号4段
33	選挙事務所の閉鎖命令違反	239条1項2号, 2項
34	戸別訪問禁止違反	239条1項3号
35	署名運動の禁止違反	239条1項4号
36	公務員等の地位利用による事前運動制限違反	239条の2第1項
37	公務員等の地位利用による選挙運動の禁止違反	239条の2第2項
38	選挙事務所, 休憩所等の制限違反	240条
39	選挙事務所設置違反	241条1号
40	特定公務員等の選挙運動の禁止違反	241条2号
41	選挙事務所の設置届出及び表示違反	242条
42	人気投票の公表の禁止違反	242条の2
43	選挙運動に関する各種制限違反その1	243条
44	選挙運動に関する各種制限違反その2	244条
45	選挙期日後のあいさつ行為の制限違反	245条
46	選挙運動に関する収入及び支出の規制違反	246条
47	選挙費用の法定額違反	247条
48	寄附の制限違反	248条, 249条, 249条の2~249条 の4
49	後援団体に関する寄附等の制限違反	249条の5
50	推薦団体の選挙運動の規制違反	252条の2
51	政党その他の政治団体の政治活動の規制違反	252条の3
52	選挙人等の偽証罪	253条

(別紙様式第1)
公職選挙法違反事件の統計報告

平成 年 月～ 月分
地方裁判所 本庁・支部合計 (該当するものを○で囲む。)
管内簡易裁判所合計

(第1表) 受理・既済・未済人員等調査表

通常・略式	処理区分 選挙の種類	旧受人員	新受人員	(うち)			既 済 人 員					未 済 人 員	備考
				月	月	月	総 数	有 罪 (実)人員	(うち) 法 252 条 3 項 該 当 人 員	(うち)法 252 条 4 項 による 公民権 停止 規定 不 適 用	(うち)法 252 条 4 項 による 公民権 停止 期間 短縮		
				月	月	月							
通常	衆議院議員										()		
	参議院議員										()		
	その他										()		
	計										()		
略式	衆議院議員										()		
	参議院議員										()		
	その他										()		
	計										()		

(「備考」記入上の注意)

- 1 有罪以外で終局した人員について、その終局区分及びそれぞれの人員(延べ人員)を記入する。
- 2 外国人の有罪人員について、その国籍及びそれぞれの人員(実人員)を記入する。
- 3 ()内に記入した人員について、短縮された公民権停止期間及びそれぞれの人員(実人員)を記入する。

(般刑三)

(別紙様式第2)

平成 年 月 月分

(第2表) 違反態様別・選挙に対する関係別公民権の停止関係調査表

地方裁判所 本庁・支庁合計
管内簡易裁判所合計 (該当するものを〇で囲む)

符号 違反態様 (罰条)	選挙に対する関係		総 数																						
	法252条関係 刑 罰 等	有罪人員	公民権停止(停止期間)						公民権不 停止	有罪人員	公民権 停止(停止期間)						公民権不 停止	有罪人員	公民権停止(停止期間)						公民権不 停止
			五年を超える		五年未 過		二年以下				五年を超える		五年未 過		二年以下				五年を超える		五年未 過		二年以下		
			五	年	五	年	四	年			三	年	五	年	五	年			四	年	三	年	五	年	
選挙区別		通 常		通 常		通 常		通 常		通 常		通 常		通 常		通 常		通 常		通 常		通 常			
総 数	選挙区別	実刑	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()
		懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()
		罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()
	通 常	実刑	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()
		懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()
		罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()
()	選挙区別	実刑	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()
		懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()
		罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()
	通 常	実刑	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()
		懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()
		罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()
()	選挙区別	実刑	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()
		懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()
		罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()
	通 常	実刑	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()
		懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()
		罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()
()	選挙区別	実刑	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()
		懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()
		罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()
	通 常	実刑	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()	公民権不 停止	()	実刑	()	()	()	()	()	()
		懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()				懲役・罰金	()	()	()	()	()
		罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()				罰金	()	()	()	()	()

(最刑三)